

# 岩手県警察重要事件等捜査本部の運営に関する訓令

(平成3年1月10日警察本部訓令第1号)

〔沿革〕平成7年12月警察本部訓令第22号改正

警察本部  
警察学校  
警察署

## 〔概要〕

この訓令は、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。)第22条に規定する重要事件等(規範第22条に規定する重要犯罪その他事件のうち、社会的反響の大きい重要事件又はこれに発展するおそれのある事件)に係る捜査本部の設置、運営等について必要な事項を定めたものである。